

## 個人番号（マイナンバー）・法人番号の記載欄が新設されました

### 1 個人番号（マイナンバー）・法人番号の記載について



個人の方は 12 桁の個人番号を、法人にあっては 13 桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載してください。

### 2 本人確認資料の添付または提示について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。以下の（１）又は（２）の確認資料の写し（コピー）をそれぞれ 1 種類ずつ、申告書に添付または提示していただくようお願いいたします。

法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

#### （１）本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料	身元確認資料
確認資料	 <ul style="list-style-type: none"> <li>例 ・ 個人番号カード（裏面）（※）</li> <li>・ 通知カード</li> <li>・ 住民票（個人番号が記載されたもの）等</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>例 ・ 個人番号カード（表面）（※）</li> <li>・ 運転免許証</li> <li>・ 健康保険証 等</li> </ul>

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

#### （２）代理人が申告書を提出する場合

	代理権確認資料	代理人の身元確認資料	本人の番号確認資料
確認資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>例 ・ 税務代理権限証</li> <li>・ 委任状（※） 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>例 ・ 代理人の個人番号カード（表面）</li> <li>・ 代理人の運転免許証</li> <li>・ 代理人の税理士証票 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>例 ・ 本人の個人番号カード（裏面）</li> <li>・ 本人の通知カード</li> <li>・ 本人の住民票（個人番号が記載されたもの） 等</li> </ul>

※ 委任状については、写し（コピー）ではなく原本の添付をお願いします。

上記以外の本人確認資料については、浅口市税務課固定資産税係までお問い合わせください。

#### （３）郵送で申告書を提出する場合

（１）または（２）の本人確認資料の写しを申告書に添付し、郵送してください。

### 3 お願い

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますので、予めご了承ください。